

払いきれない社会保険料 Q & A 解説

Q4 督促状が届いた

A 放置せずに納付の誠意を示そう

納付督促や来所通知、差押予告通知などの文書が届いたときは、年金事務所に出向いて納付できない事情を説明し、分納の相談をすることが大切です。

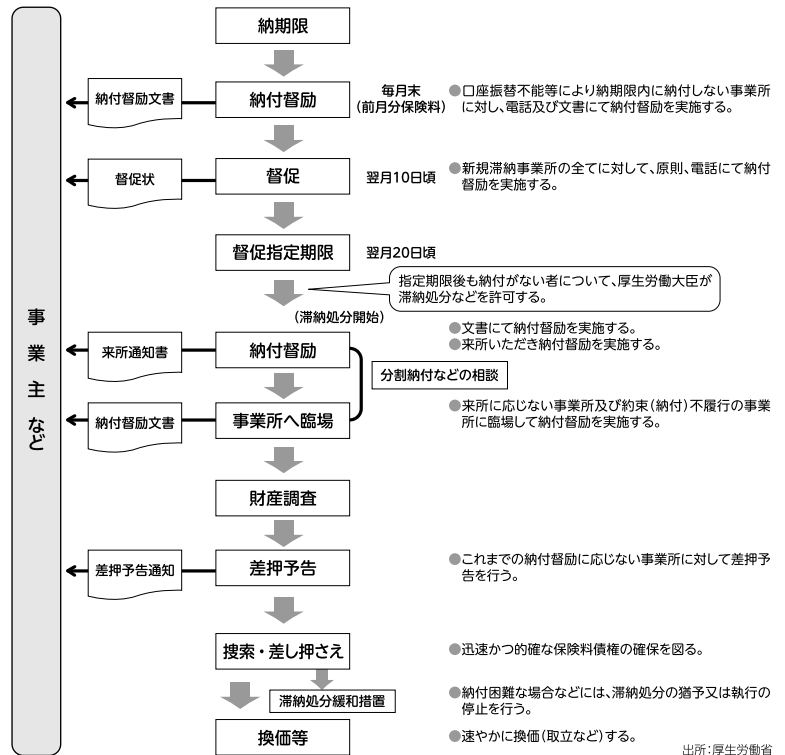
厚生年金保険・健康保険の徴収実務の流れは図1のとおりです。毎月月末の納期限までに納付がなかった事業所に対して督促指定期限（翌月20日ごろ）を設け、その後も納付がない場合に滞納処分が開始されます。

年金事務所が納付の猶予制度を適用するにあたって重視するのは、滞納者が納税について誠実な意思があるかどうかです（国税徴収法第151条）。

厚生労働省は日本年金機構に対して「即時に納付が困難と相談があった場合は、納付義務者の立場に十分に配慮して丁寧かつ適切な対応に心がけること」を通知しています（2015年3月25日）。

一方で「納付の誠意が認められない者に対しては厳正に対処すること」として差し押さえをするなど滞納処分を確実に執行することを求めていますので、納付の誠意を示し、ただちに分納を相談しましょう。

図1 厚生年金保険・健康保険の徴収実務の流れ



Q5 分納を約束していたが一括納付を迫られた

A 年金事務所に抗議し分納を認めさせよう

事業者が納付の誠意を示し、滞納になった保険料を約束どおりに分納しているにもかかわらず、突然、年金事務所から一括納付が迫られ、「できなければ売掛金を差し押さえる」と言われたなどの事例が各地から寄せられています。

厚生労働省は「年金事務所が滞納者との分納約束をやぶって、一括納付を迫ることは許されない」との考えを示しています（7月6日、全商連に回答）。

また、納付が滞っている事業者に対して「納付しない方が悪い」「事業所がつぶれても仕方ない」「銀行から借り入れて納付しろ」など暴言を吐く職員もいます。

年金機構になってから滞納事業所数が減少する一方で差し押さえ件数が急増。2016年度の差し押さえ件数は2万5000件を超え、2010年の1・8倍になっています（図2）。

図2 滞納事業所数と差し押さえの件数の推移

